

**解散公告（第一回）**

当組合は、令和八年九月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月九日

福岡県八女市新庄一六一五番地

農事組合法人若獅子  
清算人 大石 浩嗣

**解散公告（第二回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月九日

東京都練馬区豊玉北一丁目六番一四号ジェ  
ミニB館二階  
医療法人社団啓歯会  
清算人 高野 哲也

**解散公告（第二回）**

当組合は、令和八年八月二十七日静岡市の認可より解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月九日

静岡県静岡市駿河区片山二五番四

恩田原・片山土地画整理組合  
代表清算人 高津 友彦

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年九月十六日、広島市長の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月九日

広島市西区井口台二丁目二三番三三号

医療法人志高会  
清算人 佐久間高志

**解散公告（第二回）**

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月九日

熊本県天草市倉岳町宮田二五〇六番地の一

清算人 弁護士 伊藤 英範  
連絡先 熊本市中央区新屋敷三一六一一一  
ガーデンコート新屋敷二〇一

**解散公告（第三回）**

当法人は、令和八年七月三十一日、社員欠亡により解散いたしました。当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥します。

令和八年十月九日

奈良県大和高田市東中二丁目四番一号  
医療法人春日医院  
清算人 春日 宏友

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道旭川市曙一条二丁目、最後の住所北海道旭川市六条西三丁目二番七号住宅型有料老人ホーム結心 被相続人 亡 吉村 千夫 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

北海道旭川市八条通八丁目四三番地の五

八条ビル二階  
相続財産清算人 司法書士 古林 慶太

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県八戸市岬台二丁目六番地二、最後の住所青森県八戸市岬台二丁目六番五号 被相続人 亡 相沢 洋子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号

弁護士法人たいよう総合法律経済事務所  
相続財産清算人 弁護士 上野 大輔

令和八年十月九日

本籍青森県青森市大字石江字平山一九番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 三谷 アキ 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

青森県青森市堤町二丁目一七堤町ファーストスクエアビル六階雪のまち法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三上 大介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県石巻市向陽町一丁目一七番地三、最後の住所宮城県石巻市向陽町一丁目一七番三三 被相続人 亡 佐々木英雄 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

宮城県石巻市泉町四丁目一番二〇号庄司・松浦法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 伊藤 瞳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県会津若松市七丁目三二〇番地、最後の住所福島県会津若松市西栄町四番四一 被相続人 亡 小林 良知 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

福島県会津若松市鶴賀町七番一五号

相続財産清算人 司法書士 水戸 篤

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県鹿嶋市港ヶ丘一丁目五番一七号、住所茨城県鹿嶋市港ヶ丘一丁目五番一七号 被相続人 亡 小田 光秀 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

茨城県潮来市日の出八丁目二番地六

司法書士篠塚健司事務所  
相続財産清算人 司法書士 篠塚 健司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県浜松市中央区砂山町五六九番地、最後の住所東京都多摩市桜ヶ丘三丁目三番地の九 被相続人 亡 蘭部 直紀 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

事務所東京都府中市寿町二丁目三番地の一  
レールサイド寿二階 大蔵法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大蔵 久宣

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都大田区久が原三丁目一四番、最後の住所東京都大田区久が原三丁目二五番八号 被相続人 亡 小橋 康央 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都新宿区新宿七丁目一五五番地、最後の住所東京都板橋区大山町六番二〇号コーポ松本二〇一 被相続人 亡 石塚智恵子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

東京都千代田区二番町九一八中労基協ビル

三階 紀尾井町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 渥美央二郎